

令和 3 年 1 1 月定例会

(2 0 2 1 年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第83号	総 務	5	特定任期付職員の採用状況（政令指定都市を除く府内各市）	松 尾	塩 見	
議案第83号	総 務	6	特定任期付職員の給与等に関する比較（府内中核市）	吉 瀬		
議案第83号	総 務	7	顧問弁護士及び特定任期付職員（弁護士資格を有する者）の業務内容	塩 見		
議案第85号	福 祉	9	吹田市立障害者支援交流センター指定管理者制度導入に係るあいほうぶ家族会懇談会における意見等の概要について	五 十 川		
議案第85号	福 祉	10	委託契約と指定管理の業務内容等の違いについて	五 十 川		
議案第85号	福 祉	11～13	吹田市立障害者支援交流センター条例の一部改正に関する市民意見の概要及び件数並びに市の考え方	小 北		
議案第85号	福 祉	14～21	吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見	玉 井		
議案第89号	児 童	23～30	吹田市立岸部保育園民営化に伴う協定書の写し	五 十 川	玉 井	
議案第89号	児 童	31	岸部保育園の民営化に係る計画策定から事業者決定までの経過	五 十 川		
議案第89号	児 童	32	公立保育所民営化事業の経過（各園スケジュール）	五 十 川		
議案第89号	児 童	33	岸部保育園民営化に伴う協定書の締結から解除に至るまでの経過	玉 井		
議案第90号	学 校 教 育	35	本和解条項案以前に提案された和解条項案の内容	馬 場		
議案第92号	都 市 魅 力	37	南山田市民ギャラリーの設置経緯	馬 場		
議案第93号	都 市 魅 力	38	近隣都市における文化施設の指定管理者制度導入状況一覧（大阪府内人口20万人以上の市（政令指定市を除く）、尼崎市・西宮市）	馬 場	高 村	
議案第93号	都 市 魅 力	39	吹田市文化会館の指定管理状況（公募の有無、元市職員の役員等への就任・再就職の状況）	高 村		
議案第95号	環 境	41	近隣他市の類似施設における指定管理の現状	斎 藤		
議案第95号	環 境	42～43	公益財団法人千里リサイクルプラザの指定管理状況	斎 藤		
議案第95号	環 境	44～46	資源リサイクルセンターで現在実施している主な事業内容及び新規の事業内容	山 根		
議案第96号	都 市 計 画	47	市営住宅管理に係る費用及び人員体制	斎 藤		
議案第96号	都 市 計 画	48	市営住宅管理業務として指定管理者に委託する業務一覧	益 田		
議案第99号	健康医療	49～60	地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第 2 期・第 3 期(案)の対照表	五 十 川		

特定任期付職員の採用状況(政令指定都市を除く府内各市)

令和3年(2021年)10月1日現在

団体名	人数(人)	職種等	職務内容
豊中市	1	児童相談員	児童相談業務
	1	弁護士	・職員からの法律相談に対する助言及び指導 ・訴訟、措置要求、審査請求等の争訟対応
	3	子育て支援監、危機管理監、教育監	重要施策の推進を図るための課題解決等に係る調整担当業務
枚方市	1	防災官	防災・危機管理体制の強化に関する業務
	4	医師	産婦人科診療業務・病理学的検査業務、健診・外科診療等業務、健診業務
	1	看護師	看護・地域医療連携業務
茨木市	1	危機管理	・災害時、危機事象における自衛隊との連絡・調整に関すること。 ・防災関係会議・防災訓練等における指導・助言に関すること。 ・市長・危機管理監の意思決定の補佐に関すること。 ・土砂災害防止法、水防法等法令改正に伴う諸事務に関すること。
	1	弁護士	・庁内各業務における法令解釈等に関する相談への対応 ・条例、規則等の制定等における法制上の支援 ・訴訟・不服申立て事案への対応 ・職員の法務能力向上のための研修等の実施
	1	弁護士	法務事案全般
泉佐野市	1	弁護士	庁内各業務における法律相談及び指導 等
寝屋川市	1	保健師	保健師の保健活動の総合調整及び推進に関する業務 等
	1	管理監	市長・副市長等の補佐及び全庁的な関係部局間の総合調整 等
	2	窓口専門職員	窓口業務に係る更なるワンストップ化及びサービス向上に向けた課題抽出、指導及びマネジメント業務 等
柏原市	1	弁護士	法務関係業務
河内長野市	1	弁護士	法令解釈にかかわる助言・指導等
	1	英語教育等推進	英語教育等の推進
松原市	1	弁護士	・訟務に関すること。 ・文書及び法規に関すること。 ・法務研修に関すること。 ・その他法規担当課における業務
箕面市	4	医師	医療全般(小児科・泌尿器科・外科・放射線科)
四條畷市	1	弁護士	・条例、規則等の制定等における法制上の支援 ・行政不服審査法等への対応 ・訴訟等に関する業務 ・庁内の各業務における法律相談及び法務に関する実務支援 ・職員の法務能力向上のための職員研修の実施
	1	弁護士	法務関係業務

議案第83号参考資料
総務部人事室

特定任期付職員の給与等に関する比較(府内中核市)

令和3年(2021年)10月1日現在

NO	項目	吹田市(案)	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市	(参考) 国
1	職種等	弁護士	児童相談員、弁護士	—	子育て支援監、危機管理監、教育監、防災官、医師、看護師	—	—	弁護士、保健師、管理監、窓口専門職員	弁護士、公認会計士、税理士、エコノミスト等
2	任期	5年を超えない範囲	5年を超えない範囲	5年を超えない範囲	5年を超えない範囲	5年を超えない範囲	5年を超えない範囲	5年を超えない範囲	5年を超えない範囲
3	特定任期付職員 (法3条1項) 給料表 (単位:円)	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		1	375,000	1	375,000	1	375,000	1	375,000
		2	422,000	2	422,000	2	422,000	2	422,000
		3	472,000	3	472,000	3	472,000	3	472,000
		4	533,000	4	533,000	4	533,000	4	533,000
4	職員手当等	5	608,000	5	608,000	5	608,000	5	608,000
		6	710,000	6	710,000	6	710,000	6	710,000
				7	830,000	7	830,000		830,000
		地域手当 通勤手当 車身赴任手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿直手当 日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当			
		地域手当 通勤手当 車身赴任手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当	地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 特定任期付職員業績手当 退職手当			

顧問弁護士及び特定任期付職員（弁護士資格を有する者）の業務内容

	顧問弁護士	特定任期付職員（弁護士資格を有する者）
相談業務	市の行政全般にわたる一般的法律問題についての相談業務 ・ 訴訟への発展が想定されるような重大な事案 ・ 市の専属ではないため、相談までに調整が必要 ※ 法律相談事案が訴訟等に至った場合には、原則として、相談を行った顧問弁護士に本市の訴訟代理人として訴訟事務の遂行を委任しています。	庁内の法律相談の支援・指導に関する業務 ・ 顧問弁護士の相談に至らないような事案 ・ 常勤職員として庁内に配置するため、各室課からの相談に機動的に対応可能
その他の業務		(1) 法務能力の向上のための職員向け研修に関する業務 (2) 組織全体の法務力の強化のための新たな制度の導入に関する業務 (3) その他法制室が所管する業務の支援に関する業務

吹田市立障害者支援交流センター指定管理者制度導入に係る
あいほうぶ家族会懇談会における意見等の概要について

開催日 ：令和 3 年（2 0 2 1 年） 1 1 月 1 8 日

参加者数：あいほうぶ家族会 1 3 名

障がい福祉室 2 名

項番	意見等の概要
1	医療的ケアを必要とする方の受入れに重点を置くことによる、現在の利用者における今後の対応。
2	事業者が変わる場合に生じる人員確保や業務引継、支援内容等に係る課題。
3	受入れが進み人数が増える場合に生じるスペースの課題。
4	指定管理者制度導入に伴う運営の営利目的化。
5	利用者数が減少した場合に生じる、事業者の収入減に伴う人員不足。
6	支援者が入れ替る場合に生じる利用者、家族への負担。
7	出来高制の採用により生じる利用者が入院で通所できない場合等における事業者の損失。

委託契約と指定管理の業務内容等の違いについて

項番	項 目	現 行	改 正 後
1	施設の設置者	市	市
2	生活介護及び短期入所を行う事業者として指定を受ける者	市	指定管理者
3	生活介護	サービス提供者	指定管理者
4		利用者候補の選定	市
5		利用者登録	指定管理者
6		利用日の決定	指定管理者
7	短期入所	サービス提供者	指定管理者
8		利用者登録	指定管理者
9		利用者の決定	指定管理者
10		利用期間の決定	指定管理者
11	利用料金	生活介護及び短期入所のサービス利用料金及び給食費の決定	指定管理者 ※料金の設定については市の承認が必要
12		徴収	指定管理者 (利用料)
13	施設の維持管理	工事・修繕・設備点検等	指定管理者 ※大規模修繕や130万円以上の工事等は市が実施（予定）
14		消耗品・備品の購入	指定管理者 ※130万円以上の備品購入は市が実施（予定）
15	貸館業務における施設及び特別な器具の使用許可並びにそれらに係る許可の取消し等	市	指定管理者
16	市民相互の交流を目的とした事業	受託事業者	指定管理者
17	利用者等に対する損害賠償責任	市	市 ※事案によっては指定管理者への求償が可能

吹田市立障害者支援交流センター条例の一部改正に関する
市民意見の概要及び件数並びに市の考え方

番号	意見の概要及び件数	市の考え方
1	・経費削減、人件費削減などにより支援内容の低下や利用者の負担が増えるため、指定管理者制度導入には反対である。 ・あいほうぷに指定管理者制度は馴染まない。 合計 30 件	吹田市立障害者支援交流センター（以下「あいほうぷ」といいます。）への指定管理者制度導入は経費削減ではなく、今後も増えていくことが見込まれる医療的ケアを要する重度障がい者の受入れを促進していくことを目的としています。
2	・指定管理者制度の導入でどう変わるのか、メリット・デメリットを示して説明すべき。 ・市の責任放棄ではないのか、公的責任を果たすべき。 合計 33 件	指定管理者制度導入のメリットは、医療的ケアを要する重度障がい者の受入れの促進や自主事業による施設の有効活用などがあります。デメリットは、事業者が変更となった場合に、引継ぎの負担を利用者におかけすることと考えています。 そのため、引継ぎを丁寧に行うとともに、利用者の方や関係者には、指定管理者制度導入の目的や進捗状況を適宜ご説明するなどし不安感を払拭しながら事業を進めます。 また、市の責務として、医療的ケアを要する重度障がい者の日中活動の場の確保に努めます。
3	・実績のある現委託事業者にこれまで通り運営を任せて欲しい。 合計 23 件	指定管理者の選定にあたっては、学識経験者等で構成される選定委員会により、適切に支援が行える事業者を選定します。

4	・重度障がい者の受入れを保障すること。 ・現在の利用者の利用継続を保障すること。 ・質の高い人材を配置して支援内容を向上させること。 ・事業者が変更となる場合は、支援内容を低下させずに連続性と継続性を確保すること。また、利用者に負担を掛けないこと。 合計 24 件	・今後も、医療的ケアを要する重度障がい者の受入れを行うとともに、現在の利用者は引き続きご利用いただきます。 - また、利用者のご意見を伺いながら、支援内容の充実に努めます。 ・仮に事業者が変更となる場合は、丁寧な引継ぎを行います。
5	・障がい者の重症化が進む中、専門職や必要な人材を配置して現在の支援内容を維持していくには市の財政的支援が必要。 合計 27 件	指定管理者制度では生活介護事業及び短期入所事業の事業者の収入は国の介護報酬が基本となりますが、医療的ケアを要する重度障がい者の支援については、現在の国の介護報酬だけでは困難と認識しています。
6	・施設が効率的に有効に活用できるのであれば指定管理者制度は良いこと。 ・公的資源として施設の一般開放拡大を期待する。 ・医療的ケアを要する重度障がい者が専門的な支援を受けることができるのであれば望ましい。 ・短期入所事業も含め、内容が充実するのであれば賛成。 合計 11 件	指定管理者制度導入のメリットの一つとして、事業者の有する専門的な知識・経験とあいほうぶの施設を活用した自主事業が期待できます。 例えば、介護に関する研修を実施すれば、介護人材の育成につながり、あいほうぶ利用者のみならず市内の障がい者全体の福祉の向上につながるものと考えています。 また、障がい者に関する情報を積極的に発信するとともに、一般開放事業においても幅広い市民の交流の場となるよう進めていきます。 医療的ケアを要する重度障がい者の短期入所事業の必要性については認識しており、引き続き確保に向けた方策を検討します。

7	・指定管理者制度になっても現状の短期入所の利用条件が変わらないよう、利用できる回数が減ることのないようにして欲しい。 ・医療的ケアを要する障がい者が利用できるようにして欲しい。 合計 13 件	指定管理者制度としたことによって短期入所の利用回数への影響はないものと考えます。 医療的ケアを要する重度障がい者の短期入所利用については切実な課題と認識しており、引き続き確保に向けた方策を検討します。
8	・事業者選定は実績があって利用者が安心できる事業者を選定して欲しい。 ・事業者選定にあいほうぷの利用者を参加させてほしい。 合計 5 件	指定管理者の選定にあたっては、学識経験者等で構成される選定委員会により、適切に支援が行える事業者を選定します。
9	・指定管理者制度導入後もあいほうぷの利用者は市の責任でもって決定して欲しい。 合計 5 件	指定管理者制度導入の目的は医療的ケアを要する重度障がい者の受入促進であり、利用者の決定には市の意向を反映するような仕組みを構築します。
10	骨子案以外の意見 合計 12 件	意見募集案件の対象外の内容であると判断しましたので、掲載は省略させていただきます。 御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

1	明らかに否定的な意見【30件】
	主な意見（概要） 経費削減、人件費削減などにより支援内容の低下や利用者の負担が増えるため指定管理者制度導入には反対である。 吹田市立障害者支援交流センター（以下「あいほうぶ」といいます。）に指定管理者制度は馴染まない。 提出意見（要約） ・指定管理者制度は、重度障がい者施設には合わない制度である。業務委託で継続してほしい。 【他1件】 ・指定管理者制度への移行そのものに反対である。 【他1件】 ・自主事業で事業を広げたり、資金を少しでも集めるというのは反対。現在の利用者を丁寧に指導する、ショートやプールを利用させていただくことが第一。自主事業を広げると元々の仕事、やり方が手抜きになり、決して良い展開にはならない。自主事業の優先は利用者のニーズではない。 【他1件】 ・利用者支援においても金銭面で負担が増えることで、出来なくなることが沢山あるのではと危惧している。 ・市のコスト削減の意図を強く感じる。 ・コスト削減を福祉に持ってくるのはおかしいと思う。 ・コストを減らすことでの事業展開は、利用している方への不利益につながると思う。それを公的な力で進めていくことに疑問を感じる。 ・コスト削減によってサービスの質の低下を招くことは、必ず生じないようにしてほしい。 ・市の財政負担が減るので実施するよう思われる。 ・福祉職員、看護職員が不足する状況で、あいほうぶは特に重度の利用者が多く、医療的ケアを必要とする方が多いことから一人一人への支援に時間がかかるが、コスト削減となると、今後のケアが難しくなる。 【他1件】 ・医療的ケアの必要な人が爆発的に増え、看護師を増やす必要があるが、コストが削減されると、今後の医療的ケアを必要とする利用者の健康と生命を脅かすことになる。 【他1件】 ・PTによる歩行訓練等の他、OT、STによるリハビリがあり、日常生活動作能力（QOL）低下の予防がなされ、また多種多様な医療的ケアが行われているが、この質を落とさないようにしてほしい。 【他1件】 ・利用者のQOLを下げないためにも、職員の数の削減は考えられない。 ・現在でも法人の持出があり、赤字運営が続けていると聞いている。利用者のために、コスト削減は考えないでほしい。

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

	・誰も賛況はしていない。コスト削減が進むと職員が減り利用者へ支援ができなくなるので、給料を減らさないでほしい。 【他 1 件】 ・入浴やプール、様々な行事等、非常に幅広い介護や支援等を受け、充実した日々を送ることができているが、このサービスの質が落ちないか不安である。 ・コスト削減によって利用者や家族、今後利用する方に負担、不利益が生じないようにしてほしい。 【1 件】 ・市の財政負担だけが減り、利用者や事業者に負担が強いられる構図で、納得いかない。 ・経営栄養が必要で他施設の利用は困難なところ、あいほうぶでは支援が手厚く安心して利用できているが、指定管理者制度移行によって利用者へ負担が大きくなり不安である。 ・利用料の大幅値上げをしないほしい。 【他 1 件】 ・介護者である親の高齢化による将来の不安がある中、指定管理者制度移行の問題で、この先どうなるのかさらに不安が強くなる。
2	市の姿勢や説明責任を問う意見 【33件】
	主な意見（概要）
	指定管理者制度の導入でどう変わるのか、メリット・デメリットを示して説明すべき。 市の責任放棄ではないのか、公的責任を果たすべき。
	提出意見（要約）
	・文書がわかりづらい。具体的な内容の記載がないのでメリットがわからない。もう少し具体的な例を出してほしい。さらに、図解するなどしてほしい。詳しい説明がなされていない。利用者、家族への丁寧な説明をお願いする。メリット、デメリット、形態を変えることでどのような変化があるのかをきちんと利用者、利用者家族、職員、市民に解るように説明をしてほしい。 【他 11 件】 ・私達利用者の目線で、寄り添って考えてほしい。利用者にとってどうなのかを基本に考えるべき。自分らしく選択の自由をもって安心して過ごせる場でなければならぬ。 【他 3 件】 ・どこが変わるのか、どこが良くなるのか全くわからない。 ・なぜこの時期なのか。 ・現場を見ずに話を進めていくことに納得できない。 ・コロナで大変なこの時期に指定管理者制度への移行を進めるのは理解できかねる。 ・医療的ケアが必要な重度障がい者の施設利用や運営に責任を持つ仕組みをしっかりと示してほしい。 ・医療的ケアの質が下がりがり事故につながる恐れがあるが、事故があった時の責任はどこにあるのか？ ・責任の放棄である。市の責任で運営してほしい。市の公的責任や役割を後退させないこと。利益優先とならないようにしてほしい。民間に丸投げするのではなく、地域の自治体として責任を持って大切な障がい者の命と健康を守ってほしい。 【他 10 件】

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

3	現状通りの運営を望む意見【23件】
	主な意見（概要）
	実績のある現委託事業者にこれまで通り運営を任せて欲しい。
	提出意見（要約）
	・介助者の交替などに非常に敏感で不安が強く、慣れ親しむまで数年かかり、その間に体調不良に陥ることもあることから、現状の運営を継続してほしい。【他 1 件】 ・指定管理者制度による医療的ケアを必要とする重度障がい者のサービス確保と支援体制の構築には、現在の委託による方が好ましい。 ・あいほうぶは10年以上現法人の実績があるのでこれまでどおり任せてほしい。【他 8 件】 ・資金的には大変な金額が必要となるが、これだけうまく行き、生活介護利用者もショートステイ利用者も喜んで利用させていただいていいるところを変えていく必要はない。介護に当たっては、お互いの信頼関係が最も大事である。今までの利用者とのかわりがかかわりが疎かになる様な改正に反対する。現況を維持してほしい。【他 6 件】 ・現法人に委ねることで、ノーマライゼーションの理念の下、従来どおり、医療的ケアの必要な重度障がい者の日中活動を、安全に、楽しく取組むことができる。 ・医療的ケアを要し、常時寝たきりの重度障がい者、頻繁な筋緊張の緩和ケアや、誤嚥予防をしてもらっているが、ケアが難しいことから事業者が変わることに強い不安がある。 ・経管栄養が必要で他施設の利用は困難なところ、あいほうぶでは支援が手厚く安心して利用できているが、指定管理者制度移行によって医療スタッフが充実できるのか不安である。 ・寝ているのを見守るだけのサービスでは困る。慣れていない人によるケアは心配で通所させたい。

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

4	指定管理者制度導入の条件に関する意見【24件】
主な意見（概要）	
重度障がい者の受入れを保障すること。現在の利用者の利用継続を保障すること。 質の高い人材を配置して支援内容を向上させること。 事業者が変更となる場合は、支援内容を低下させずに連続性と継続性を確保すること。また、利用者に負担を掛けないこと。	
提出意見（要約）	
・重度の障がい者をこれまでと変わらずに受入れてくれる保証をしてほしい。 【他 3 件】 ・医療的ケアを必要とする重度障がい者の受入れが、本当に促進されるのか。現水準は確実に維持してほしい。 ・指定管理化で効率重視。国基準にして利益を上げるのが目的となる。安心・安全を第一に、現状利用している重度障がい者が疎外されないようにしてほしい。事業者と利用者が信頼関係を築き保てるようにしてほしい。 【他 3 件】 ・あいほうぶへの重度の人の受入れが進めば、多くなり過ぎて対象から外れる人はどうなるのか？現在通所している人全員が通所できなくなる可能性もでてくるが、その場合でも市は責任を持って対応してほしい。 ・医療的ケアを必要とする重度障がい者のみ受入れて行くのか、今まで利用している重度障がい者も受入れられるのか明確ではないため、不安である。 ・職員交替によって障がい者本人の不安が高じる。引継ぎなどはしっかりとしてほしい。 ・利用者への介護・訓練等サービスの継続性、継続性を保ちにくくなるのが心配である。 ・今までと変わらぬ十分な内容の支援が行われているか、審査・監督を必ず行ってほしい。 ・心のこもったケア・人材が大切である。 ・ケア水準を維持するため正社員を中心としてほしい。 ・事業を今まで以上に維持充実の方向へ向かうようにして欲しい。 ・活動の場がほしい。重度で医療的ケアが多く、寝かせてばかりでは困る。 ・現在受けているサービスの質と内容を落とすことがないようにしてほしい。 ・現在と同水準で受入れしてほしい。 ・事業所が変わる場合、書類の変更も家族や支援者にとっては大きな負担である。その負担の軽減も考慮してほしい。 ・介護で大変な状況の上、今までと違った環境となるようなことには絶対ならぬようにしてほしい。 ・利用者に寄り添って考えてほしい。 【他 1 件】	

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

5	市の財政的支援が必要との意見【27件】
主な意見（概要）	
障がい者の重症化が進む中、専門職や必要な人材を配置して現在の支援内容を維持していくには市の財政的支援が必要。	
提出意見（要約）	
・開所当時の平成13年に比べ医療的ケアを要する利用者の増加、重症化が進んでいる中で「ノーマライゼーション理念」を目指し施設としてこれまでと同等のコストが必要である。 ・障がい者福祉制度も大きく変わり措置制度から契約制度へと移行する中で、吹田市は重度重複の障がいのある市民への手厚い支援を、国の基準を超え、他市から憧れられる施設、仕組みを作ってきたこと、3億円もかかっているとの発言を聞くこともあるが、誇れるものである。 ・現在でも医療的ケアの人の受入れが多くなり、職員の方々は大変である。財政面でのバックアップをお願いしたい。 【他3件】 ・利用者の支援内容の質の低下とならないよう、経費についても検討してほしい。看護職の配置を減らさず手厚く看護を受けられるようにしてほしい。 【他2件】 ・安心・安全となる保障を維持するため、財政面では現状維持を求める。 ・これまで築かれてきたサービスの質を維持し、また充実を図ることができるよう、財政支援策を講じるよう求める。 【他1件】 ・利用者の加齢による重症化や医療的ケアを必要とする重度障がい者の増加により、支援の継続には同等のコストが必要。 ・医療的ケアを要する重度障がい者の受入れを多くするなら、看護師を増やし、必要な加算をお願いしたい。 ・職員・看護師の増員等、プール等の施設利用の維持について、市のバックアップなしでは出来ない。 【他2件】 ・これまで多くの医療的ケアを必要とする重度障がい者を受入れてきた。今後もサービスの確保、支援体制を維持するために管理運営方法や財政面をしっかりと見直してほしい。 ・看護職の他、ST・PT・OTによる手厚い介護・指導で安心できる。経費削減による利用者の中における取組や訓練のサービス低下が心配である。そのための人員配置について財政面で支援が必要である。 【他2件】 ・安心して入浴できている。そのための人員配置について財政面での支援が必要である。 【他2件】 ・指定管理者制度による医療的ケアを必要とする重度障がい者の受入れ推進には、市の先進性と、いわゆる上乗せ横出しといった積極的な取組が必要と考えるが、その手法等について市の考えを聞きたい。 ・利用者にとってより良い利用ができるよう、また事業者が自由に運営できるようイメージが記述されているので、指定管理者には委託事業時より多くの予算が与えられるべきである。 ・障がいの重症化により医療的ケアが必要となる者について、市が責任を持って財政措置を講じてほしい。	

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

6	指定管理者制度導入に肯定的な意見【11件】 主な意見（概要） 施設が効率的に有効に活用できるのであれば指定管理者制度は良いこと。公的資源として施設の一般開放拡大を期待する。医療的ケアを要する重度障がい者が専門的な支援を受けることができるのであれば望ましい。短期入所事業も含め、内容が充実するのであれば賛成。 提出意見（要約） - 指定管理者制度への移行は、あいほう吹田の社会資源としてより広く活用できる仕組みの一つの選択と考える。機械浴、多目的ホール、調理実習室など多機能な設備を土曜日、日曜日の開放事業のみでなく、地域の事業所等にも開放してほしい。 【他 1 件】 - 障がい者のヘルパーと過ごす立ち寄り場があっても良い。 - プール等、今利用できている施設も今まで同様支援してほしい。 【他 1 件】 - もっとオープンに誰もが利用できる所になればいい。 - 喫茶や物品販売も、もっと広げてほしい。 - 施設が効率的に、また有効に活用できるのであれば、指定管理者制度を導入するのは良いことと思う。 - 指定管理者制度へ移行することにより、医療的ケアを必要とする重度障がいの方が、専門的な連携を受けられることは、とても望ましいこと。 - 現在あいほうにおいて提供されている充実したサービスの内容が保持され、ショートステイでも安心して利用できる施設に発展するならば、指定管理者制度導入でも良いと思う。 - 医療的ケアを必要とする重度障がいの方もショートステイできる等、内容が良くなるのであれば賛成。
---	---

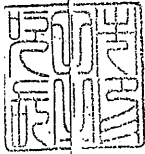
吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

7	短期入所事業に関する意見【13件】
主な意見（概要）	指定管理者制度になっても現状の利用条件が変わらないよう、利用できる回数が減ることのないようにして欲しい。 医療的ケアを要する障がい者が利用できるようにして欲しい。 提出意見（要約） ・利用条件が変わらないようにしてほしい。 【他 2 件】 ・医療的ケアを要する方の増加に伴う見直しにより、現在の利用者の利用回数が減少することは絶対避けてほしい。 ・本当にショートが必要で、その場所が減少することで親の生活が大きく変化するような人が多くいることを理解してほしい。 ・利用者が多いが、管理が吹田市だから安心して短期入所できる。 ・今の利用状況と変わらず、医療的ケアの方の受入れが増加するようにしてほしい。 ・吹田市内では医療的ケアを必要とする重度障がい者（重度医療ケア者）のショートステイがなく、他市施設を利用しなければならぬが、親の高齢化もあり負担が大きく、重度医療ケア者の受入れもしてほしい。 【他 3 件】 ・増床してほしい。 ・ショートステイで重度医療ケア者の受入れができるよう、看護師の配置が必要。
8	事業者選定に関する意見【5件】
主な意見（概要）	事業者選定は実績があって利用者が安心できる事業者を選定して欲しい。 事業者選定にまいまいる利用者を参加させてほしい。
提出意見（要約）	・新しい事業者を決める会議には、必ず多数の利用者を参加させてほしい。現状を知らない人たちに勝手に決めてほしくない。 【他2件】 ・事業者選定に当たっては、費用面ではなく、利用者が安心して利用できる事業者を選んでほしい。 ・利用者がより重症化している中で、実績のある担い手が求められる。

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に係る市民意見

9	あいほうぶの利用者の決定に関する意見【5件】
	主な意見（概要）
	指定管理者制度導入後もあいほうぶの利用者は市の責任をもって決定して欲しい。
	提出意見（要約）
	・あいほうぶ吹田の利用にあたり、通所判定委員会が開催されてきたが、指定管理者制度へ移行しても引続き吹田市が責任をもち利用者選定に関わってほしい。利用者の選定等にも責任を持つてほしい。 【他4件】
10	その他の意見【12件】
	提出意見（要約）
	・医療的ケアが必要な重度障がい者の方の通所先がひっばくしていると言くと聞くと、事業所の怠慢ではなく物理的に受け皿が少ないためで、まず施設を増やすことが先決である。医療的ケアが必要な方の施設を新たに作る。 【他6件】 ・診察やショートステイができる施設が市内にあれば助かる。 ・吹田市には伝統ある福祉の吹田を貫き通し、たとえどんな重い障がいがあっても、他の者との平等を基礎として自分らしく当たり前に前を向いて、明るく生きていける吹田市にしてほしい。 ・これからも住みやすい、障がい者に優しい吹田市であってほしい。 ・行政の優先調達として、また市内の事業所の就労訓練の場として、「働く場事業団」への清掃業務委託は続けてほしい。 【他1件】

吹田市立岸部保育園民営化に伴う協定書



吹田市(以下「甲」という。)と社会福祉法人耀き福祉会(以下「乙」という。)
とは、吹田市立岸部保育園(以下「岸部保育園」という。)の民営化に伴い、次
のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 乙は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の関係法令を遵守し、この
協定の内容に従い保育を行うものとする。

2 乙は、岸部保育園の移管に当たり、園児や保護者への影響に十分配慮し、
円滑な引継ぎの実施に努めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「移管」とは、岸部保育園の運営主体が吹田市から
社会福祉法人耀き福祉会に移行することをいう。

2 この協定において「保育所等」とは、児童福祉法第7条に規定する保育所、
幼保連携型認定こども園若しくは学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に
規定する幼稚園をいう。

3 この協定において「三者懇談会」とは、吹田市・社会福祉法人耀き福祉会・
保護者代表により構成され、民営化に伴う様々な調整事項につき、合意形成
を図るための合議体をいう。

4 この協定において「合同保育」及び「引継ぎ保育」とは、別紙「合同保育
と引継ぎ保育について」に掲げる保育をいう。

(移管実施日)

第3条 移管の実施日は平成32年4月1日とする。

(停止条件)

第4条 前条の規定にかかわらず、岸部保育園の廃止に係る条例について、市
議会の議決が得られなければ、移管の効力は発生しない。

2 市議会の議決が得られず、移管が実施されない場合において、乙に損害が
生じることがあっても、甲は責めを負わない。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結日から平成37年3月31日までとする。

(1)

(基本事項)

第6条 乙は、児童福祉法等の関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき保育を行うこと。また、岸部保育園で実施している保育内容等を継続することとし、次条から第19条までの規定に基づき、乙自らが保育所の運営を行うこと。

(開所時間と開所日)

第7条 開所時間と開所日は、次のとおりとする。

- (1) 開所時間は、午前7時から午後7時までとすること。
- (2) 開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までをいう。)を除く月曜日から土曜日とすること。
- (3) ただし、前二号を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

(定員及び受入年齢)

第8条 定員及び受入年齢は、次のとおりとする。

- (1) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、甲と事前に協議すること。
- (2) 0歳児（原則として生後8週目以降）から5歳児までを受け入れること。

(職員配置)

第9条 職員配置は、次のとおりとする。

- (1) 保育所の人数については以下に定める配置基準以上とすること。
 - ア 0歳児クラス 乳児3人に対し保育士1人
 - イ 1歳児クラス 幼児5人に対し保育士1人
 - ウ 2歳児クラス 幼児6人に対し保育士1人
 - エ 3歳児クラス 幼児20人に対し保育士1人
 - オ 4歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人
 - カ 5歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人
- (2) 施設長については保育所等で3年以上施設長または施設長に準じた経験を有する者を配置すること。
- (3) 当該園での保育士の構成は3年以上の保育実務経験者を2分の1以上配置するとともに、10年以上の保育実務経験者のある主任保育士等を必ず配置すること。
- (4) 専任の看護師を常勤で配置すること。

(2)

(特別保育事業)

第10条 特別保育事業については、次のとおりとする。

- (1) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては甲と協議を行うこと。
- (2) 発達を支援する必要がある幼児を吹田市発達支援保育実施要領の規定に基づき民営化前と同様に受け入れること。

(地域支援事業)

第11条 地域支援事業として、園庭開放や育児相談等の子育て支援事業を行うこと。

(給食)

第12条 給食については、次のとおりとする。

- (1) 給食は、自園調理方式を採用すること。
- (2) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

(健康診断)

第13条 関係法令等の定めや入所児童の健康状態に応じて、健康診断を適切に実施すること。

(費用の徴収)

第14条 民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会において協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

(職員研修)

第15条 職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成する等し、積極的に研修等に参加させること。

(損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入)

第16条 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけること。

(安全対策)

第17条 朝夕の正門等周辺の見守りや来訪者に対応する安全管理員等を配置す

(3)

ること。

(保護者との懇談、苦情解決等)

第18条 保護者との懇談、苦情解決等については、次のとおりとする。

- (1) 保護者との懇談会を定期的に行い、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意をもって対応すること。
- (2) 苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」等）を整備すること。

(臨時雇用員の継続雇用について)

第19条 民営化前に岸部保育園に勤務していた臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、子どもの保育環境の変化を最小限に留める観点から引き続き雇用を検討すること。

(移管方法)

第20条 岸部保育園の移管方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、移管実施日から10年間、大阪府から毎年度の行政財産使用許可を受け、使用料を前年度中に全額納付すること。移管後10年間経過した後の取扱いについては、事前に大阪府と保育所用地の買い取り等について協議を行うこと。
- (2) 甲は、乙に既設保育所建物やプール、遊具、備品等（以下、「建物等」という。）を現状のまま、譲与契約を締結することにより無償で譲渡する。
- (3) 使用許可を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、許可なく保育所の用途以外に使用しないこと。
- (4) 無償譲渡を受けた建物等については、必要な登記手続きを行い、直ちに乙の基本財産に編入すること。
- (5) 移管後の土地及び建物等の維持管理については、乙が責任をもって自己負担で行うこと。

(移管に関する遵守事項)

第21条 岸部保育園の移管を実施するに当たって、乙は次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのため、移管前に合同保育を実施するとともに、移管後に引継ぎ保育を行うこと。
- (2) 第2条第3項に規定する三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整

(4)

事項につき、三者の合意形成を図ること。三者懇談会の設置期間は、原則として、移管の5年後までとし、三者懇談会の三者のうち、いずれか一者から要請があった場合に、随時、当該懇談会を開催すること。懇談会の運営方法については三者で協議をすること。

- (3) 甲が民営化後1年以内に実施する保護者アンケート等により、乙の保育状況等を確認し、公表する等の民営化園の評価及び民営化効果の検証に協力すること。
- (4) 民営化後概ね1年以内に福祉サービス第三者評価事業を受審し、評価結果を公表すること。
- (5) 前号の規定にかかわらず、三者懇談会で協議することにより、福祉サービス第三者評価事業の受審時期を変更することができる。

(協定の履行等)

第22条 乙は、甲と締結する協定については、信義誠実の原則に基づき履行するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の協定に違反し、又は継続し難い行為を行ったときは、この協定を解除することができる。

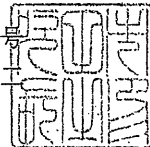
(疑義等の決定)

第23条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市長 後藤 圭二



乙 吹田市千里山竹園1丁目24番12号
社会福祉法人耀き福祉会
理事長 中谷 敬子



(5)

(6)

合同保育と引継ぎ保育について

1 合同保育と引継ぎ保育の概要

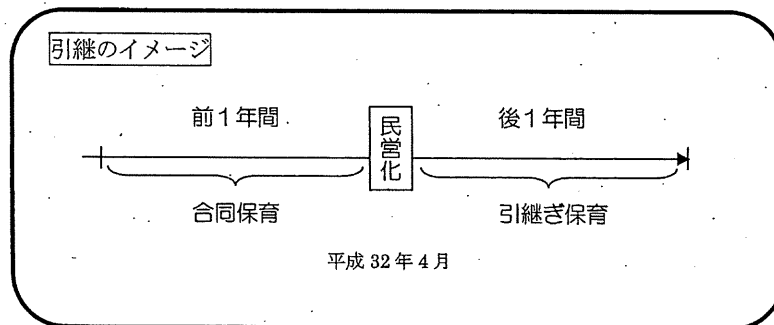
民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのために、民営化前に合同保育を実施します。また、民営化後には引継ぎ保育を実施し、保育業務の移行が円滑に行えるようにします。

(1) 合同保育

民営化の1年前から、段階的に移管先の保育士等が当該園にて保育を行います。

(2) 引継ぎ保育

民営化後に当該園に勤務していた園長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し、引継ぎ保育に参加し、協定等に従った適切な保育が行われているかの確認を行います。

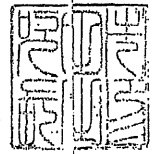


2 基本的な実施方法

(1) 合同保育の実施手法

合同保育については平成31年4月から平成32年3月までの1年間実施すること。

ア 園長予定者は行事ごとに随時岸部保育園を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障がい児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、岸部保育園の保育士と引継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこと。



イ 主任予定者は毎日岸部保育園を訪問し、引継ぎを受けること。

ウ 担任予定である保育士代表は平成 31 年 4 月から 12 月までの 9 か月間毎日岸部保育園の保育士と合同保育を行い、引継ぎを受けること。

エ 保育士（各クラス担任予定者）6 名を平成 32 年 1 月から 3 月までの 3 か月間各クラスに毎日配置のうえ、合同保育を行い、引継ぎを受けること。

オ 看護師・調理員各 1 名については、平成 32 年 1 月から 3 月までの 3 か月間配置し、引継ぎを受けること。

(2) 引継ぎ保育の実施手法

引継ぎ保育については平成 32 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 1 年間実施すること。

ア 元園長等は通年で引継ぎ保育を実施すること。

イ 保育士（乳児担当の代表）2 名が平成 32 年 4 月から 9 月までの 6 か月間引継ぎ保育を実施すること。

ウ 保育士（幼児担当の代表）1 名が平成 32 年 4 月から 6 月までの 3 か月間引継ぎ保育を実施すること。

エ 看護師、用務員の各 1 名について平成 32 年 4 月の 1 か月間引継ぎを実施すること。

岸部保育園の民営化に係る計画策定から事業者決定までの経過

	時期	内容
1	平成25年（2013年）9月3日	公立保育所民営化実施計画策定（岸部保育園を含む5園民営化、岸部保育園民営化を平成30年（2018年）4月1日に決定）
2	平成27年（2015年）1月	事業を慎重に進めるため、移管時期を変更 岸部保育園民営化時期を平成31年（2019年）4月1日に延期
3	平成27年（2015年）8月6日	民営化の目的を整理し直し、移管時期を変更 岸部保育園民営化時期を平成32年（2020年）4月1日に延期
4	平成29年（2017年）3月	平成29年度（2017年度）予算案 市議会で可決 （民営化保育所移管先選定委員会関係予算（岸部保育園分）を含む）
5	平成29年（2017年）10月21日	民営化保育所移管先選定委員会開催 岸部保育園移管先募集要領、移管先選定に係る審査項目及び 審査方法、今後のスケジュールについて審議
6	平成29年（2017年）10月26日	岸部保育園移管先事業者の募集要領を公開
7	平成29年（2017年）11月12日	岸部保育園移管先事業者募集に関する事業者説明会及び岸部保育園見学会を開催
8	平成29年（2017年）11月24日	岸部保育園移管先事業者の市内事業者応募締切日、相手方が応募
9	平成30年（2018年）2月8日	民営化保育所移管先選定委員会開催（実地調査）
10	平成30年（2018年）3月17日	民営化保育所移管先選定委員会開催（面接調査、最終審査、答申） 【審査項目】 事業の目的・理念、社会福祉事業に関する知識・経験、 運営の透明性・社会的信望、資金計画・経理状況、 理念に基づく保育への取組、安全・管理、保健、 食に関する取組、連携・支援体制、職員体制、その他
11	平成30年（2018年）3月19日	相手方を移管先事業者として決定

公立保育所民営化事業の経過（各園スケジュール）

	年度	民営化対象園			
		南保育園	吹田保育園	藤白台保育園	西山田保育園
1	平成25年度（2013年度）	【民営化対象園・時期決定】 平成28年度（2016年度）	【民営化対象園・時期決定】 平成29年度（2017年度）	【民営化対象園・時期決定】 平成29年度（2017年度）	【民営化対象園・時期決定】 平成30年度（2018年度）
2	平成26年度（2014年度）	【民営化時期変更】 平成29年度（2017年度）	【民営化時期変更】 平成30年度（2018年度）	【民営化時期変更】 平成30年度（2018年度）	【民営化時期変更】 平成31年度（2019年度）
3	平成27年度（2015年度）	【民営化時期変更】 平成30年度（2018年度） 移管先選定委員会設置	【民営化時期変更】 平成31年度（2019年度）	【民営化時期変更】 平成31年度（2019年度）	【民営化時期変更】 平成32年度（2020年度）
4	平成28年度（2016年度）	移管先決定 三者懇談会設置	移管先選定委員会設置 移管先決定	移管先選定委員会設置 移管先決定	
5	平成29年度（2017年度）	合同保育	三者懇談会設置	三者懇談会設置	移管先選定委員会設置 移管先決定
6	平成30年度（2018年度）	民営化、引継ぎ保育	合同保育	合同保育	三者懇談会設置
7	令和元年度（2019年度）		民営化、引継ぎ保育	民営化、引継ぎ保育	合同保育 ※民営化協定解除 【民営化時期変更】 令和5年度（2023年度）
8	令和2年度（2020年度）			民営化、引継ぎ保育	移管先選定委員会設置 移管先決定
9	令和3年度（2021年度）				三者懇談会設置
10	令和4年度（2022年度）				合同保育
11	令和5年度（2023年度）				民営化、引継ぎ保育

※令和元年（2019年）8月1日に民営化協定解除

岸部保育園民営化に伴う協定書の締結から解除に至るまでの経過

	時期	内容
1	平成30年（2018年）3月30日（金）	吹田市立岸部保育園民営化に伴う協定書締結
2	平成30年（2018年）6月16日（土）	三者懇談会設置（市、相手方、保護者代表） 年度末までに計3回開催
3	平成31年（2019年）4月1日（月）	合同保育開始
4	令和元年（2019年）6月28日（金）	相手方理事長、相手方運営園園長と面談 入所要件についての協議時に 相手方理事長「移管を受けることを取りやめたい」旨の発言
5	令和元年（2019年）7月1日（月）	相手方合同保育職員（園長予定者1名）登園中止
6	令和元年（2019年）7月4日（木）	相手方理事長と面談 入所要件について・岸部保育園の民営化移管について
7	令和元年（2019年）7月5日（金）	保護者に7月6日開催予定の三者懇談会延期のお知らせ文書配付
8	令和元年（2019年）7月6日（土）	保護者会役員会で三者懇談会延期について説明
9	令和元年（2019年）7月8日（月）	保護者に三者懇談会開催延期のお詫び文書配付
10	令和元年（2019年）7月12日（金）	相手方理事長と面談 履行の依頼文書手交 入所要件について・岸部保育園の民営化移管について
11	令和元年（2019年）7月18日（木）	相手方理事長と面談 履行の依頼文書手交 入所要件について・岸部保育園の民営化移管について
12	令和元年（2019年）7月22日（月）	相手方合同保育職員（合同保育担当保育士2名）登園中止
13	同日	履行の依頼文書手交
14	令和元年（2019年）7月26日（金）	相手方から辞退届が提出される（郵送）
15	同日	催告書（催告書兼解除通知）手交
16	令和元年（2019年）7月30日（火）	保護者説明会で経過説明
17	令和元年（2019年）7月31日（水）	相手方理事長・理事と面談 入所要件について・岸部保育園の民営化移管について
18	同日	履行がなされていないことを確認
19	令和元年（2019年）8月1日（木）	協定解除 解除通知書発送

本和解条項案以前に提案された和解条項案の内容

1 令和2年(2020年)11月4日 和解を拒否した和解条項案

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として160万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和●年●月●日限り、下記の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 被告は、原告に対し、原告の中学校進学に際しての引継ぎが十分に行われなかったことを認め、今後、平成13年1月29日付文部科学省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について（依頼）」（12国ス学健第1号）をふまえた諸検討を行い、また、大阪府作成の「子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル」を十分に活用して、児童生徒に対する教育及び指導に関する教職員の研さんが行われるように努めることを約束する。
- (4) 原告はその余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らかの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

2 令和3年(2021年)10月20日 和解を拒否した和解条項案

原告と被告は、本件の経緯や事案の内容を踏まえ、今後の同種事案の再発防止を期し、以下のとおり和解する。

- (1) 被告は、原告に対し、今後、学校施設の設置及び管理において、平成13年1月29日付け文部科学省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について（依頼）」（12国ス学健第1号）の趣旨を踏まえ、大阪府作成の「子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル」を十分に活用して、教職員の研鑽を含め同種事案の再発防止に努めることを約束する。
- (2) 被告は、原告に対し、本件の解決金として20万円の支払義務があることを認める。
- (3) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和3年●月●日限り、原告の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (4) 原告はその余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

南山田市民ギャラリーの設置経緯

1 市民ギャラリー設置の考え方

暮らしに身近な場で、市民が創作した美術作品を展示し、鑑賞する機会を提供することにより、市民の美術に関する創作活動を促進し、もって市民文化の向上を図ることを目的とし、平成13年度(2001年度)から、公共施設の壁面の活用等により、市内全域へ地域市民ギャラリーの整備を進めていました。

2 マンション寄附の経緯

平成14年(2002年)8月25日に南山田地域にマンションが新築され、平成15年(2003年)3月3日に建築主の企業より、1階の1室をギャラリーなど市民の交流や活動の場として寄附する旨の申込書を受領しました。

平成15年(2003年)3月5日に寄附受諾し、行政財産としました。

3 寄附の年月日

平成15年(2003年)3月5日(登記嘱託書の原因日)

※平成15年(2003年)3月25日に茨木法務局に所有権移転登記

4 南山田市民ギャラリー設置年月日

平成16年(2004年)7月1日オープン

※指定管理者による管理

延床面積：70.5㎡(展示面積54㎡)

近隣都市における文化施設の指定管理者制度導入状況一覧
(大阪府内人口20万人以上の市(政令指定市を除く)、尼崎市・西宮市)

	施設名称	指定管理の有無	公募の有無	指定管理者が 外郭団体か否か	管理者の変更
吹田市	吹田市文化会館	有	無(非公募)	外郭団体	無
豊中市	豊中市立文化芸術センター	有	有	×	有(構成団体の減)
	豊中市立ローズ文化ホール	有	有	×	有(構成団体の減)
高槻市	高槻市立文化会館	有	無(非公募)	外郭団体	無
枚方市	枚方市総合文化芸術センター	有	有	×	R3より管理開始
茨木市	茨木市市民総合センター	有	無(非公募)	外郭団体	無
	茨木市福祉文化会館	有	無(非公募)	外郭団体	無
八尾市	八尾市文化会館	有	有	外郭団体	無
寝屋川市	寝屋川市立市民会館	有	有	×	有
	寝屋川市立地域交流センター	有	有	×	有
東大阪市	東大阪市文化創造館	有	有	×	無
尼崎市	尼崎市総合文化センター	無	無	外郭団体	無
西宮市	西宮市民会館	有	無(非公募)	外郭団体	無

(1)

吹田市文化会館の指定管理状況（公募の有無、元市職員の役員等への就任・再就職の状況）

		平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
役員等 報酬有のみ	指定管理の公募の有無	非公募			非公募			非公募	
	理事長	助役	助役	助役					
	副理事長				水道事業管理者		教育長	教育長	教育長
	専務理事		社会教育部長	社会教育部長	※1社会教育部長				
	理事					※2社会教育部長	※2社会教育部長	社会教育部長	社会教育部長
役員等 報酬有のみ	監事				会計管理者	会計管理者	会計管理者	会計管理者	会計管理者
	評議員								
職員等 常勤のみ	事務局長				※1社会教育部長				
	参与					※2社会教育部長	※2社会教育部長		

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
役員等 報酬有のみ	指定管理の公募の有無				非公募				
	理事長		教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	
	副理事長		副市長	副市長	副市長	副市長	副市長	副市長	
	理事								
	監事	社会教育部長 会計管理者	※3社会教育部長 会計管理者	会計管理者	※3会計管理者				
役員等 報酬有のみ	評議員								
	事務局長								
職員等 常勤のみ	事務局長								
	参与								

報酬の発生するものと、退職時の役職を記載。
 ※1 平成21年度については年度途中に事務局長が退職したため、当時の専務理事が兼務
 ※2 平成22年度および平成23年度は理事が参与を兼務
 ※3 平成27年度の理事及び平成29年度の監事は年度途中で辞任

近隣他市の類似施設における指定管理の現状

	施設名称	指定管理者制度の 実施状況	公募の有無	外郭団体による 指定管理の有無	指定管理者の 変更状況
豊中市	豊中市立環境交流センター 「eMIRAI環境交流センター」	有	有	無	無
八尾市	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ 「めぐる」	有	有	無	無
猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター啓発施設 「ゆめほたる」	有	有	無	無

公益財団法人千里リサイクルプラザの指定管理状況

- 1 指定管理者の公募実績の有無
資源リサイクルセンターにおいて、指定管理者の公募実績はありません。

2 元市職員の再就職及び役員等への就任状況

年度 役職等	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
理事長	公平委員会事務局長			病院事業管理者	病院事業管理者	病院事業管理者	病院事業管理者	病院事業管理者
副理事長					環境政策推進監			
専務理事		吹田市理事 (事務局局長兼任)	教育次長 (事務局局長兼任)	教育次長 (事務局局長兼任)	教育次長 (事務局局長兼任)	政策企画総括監 (事務局局長兼任)	政策企画総括監 (事務局局長兼任)	政策企画総括監 (事務局局長兼任)
理事				学校教育部長 (研究所長兼任)	学校教育部長			
監事				会計管理者	会計管理者			
評議員					福祉保健部長			
嘱託職員	環境部総括参事 (参事)	環境部総括参事 (参事)	体育振興部総括参事 (参事)	体育振興部総括参事 (参事)	体育振興部総括参事 (参事)	体育振興部総括参事 (参事)		
	福祉保健部総括参事 (主査)	福祉保健部総括参事 (主査)	財務部総括参事 (参事)	財務部総括参事 (参事)	財務部総括参事 (参事)	市民生活部長 (参事)	市民生活部長 (参事)	市民生活部長 (参事)
		環境部総括参事 (係員)			理事 (参事)	税務室参事 (参事)	税務室参事 (参事)	税務室参事 (参事)
								建築住宅室参事 (係員)

- ・平成18年度(2006年度)から指定管理者制度を導入 ☒
- ・報酬が発生するもののみを対象とし、退職時の役職等を記載

公益財団法人千里リサイクルプラザの指定管理状況

年度 役職等	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
理事長	病院事業管理者	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	行政経営部長
副理事長		行政経営部長	行政経営部長	行政経営部長	行政経営部長	行政経営部長	行政経営部長	理事
専務理事	政策企画総括監 (事務局局長兼任)	政策企画総括監 (事務局局長兼任)	政策企画総括監	地域環境室長 (事務局局長兼任)	地域環境室長 (事務局局長兼任)	地域環境室長 (事務局局長兼任)	地域環境室長 (事務局局長兼任)	環境部次長 (事務局局長兼任)
理事								
監事	常動監査委員	常動監査委員	会計管理者	会計管理者	会計管理者	会計管理者	代表監査委員	代表監査委員
評議員								
嘱託職員			地域環境室長 (事務局長)					
	市民生活部長 (次長)							
	税務室参事 (参事)	税務室参事 (参事)						
	建築住宅室参事 (係員)	建築住宅室参事 (主査)						

- ・ 平成18年度(2006年度)から指定管理者制度を導入 ☒
- ・ 報酬が発生するもののみを対象とし、退職時の役職等を記載

資源リサイクルセンターで現在実施している主な事業内容及び新規の事業内容

1 現在実施している事業内容

事業名	項目	概要
市民工房の運営	市民工房における再生・修理・リフォームの体験	市民工房1（布）、市民工房2（紙すき）、市民工房3（ガラス）、市民工房4（自転車）、市民工房5（陶芸）、市民工房6（木工）の運営
市民の不用品の交換、物流を促進する事業	あげます・もらいますコーナーの設置	不要な衣類や食器等を持ち込み、必要な人が持ち帰ることができる、常設コーナーの設置
	再生成果品の展示・販売	市民工房における再生成果品（衣類のリフォーム品、紙すき製品、木工小物、自転車、家具等）の展示・販売
	セカンド品の販売	市民から提供を受けた未使用の衣類、食器等の販売
	らっくdeフリマの実施	ラックを月極で借り、低額で販売することができるフリーマーケットの実施
	かえっこバザールの実施	小学生や大学生のボランティアスタッフの運営による不要となったおもちゃ等の交換
展示等に関する事業	施設内での展示事業	施設内でのSDGsや地球温暖化等に関するパネル展示や、アーティスト等と連携した特別展の開催
市民・事業者向け啓発事業	市民研究員による調査・研究及び実践活動	市民等への出前講座や、小学校の授業に出向いて行う環境学習支援の実施 年に1回、小中学校等で取り組んでいる環境学習の成果を発表する環境学習発表会及び環境学習展示発表会の実施
	SNS等による情報発信	ホームページ、Twitter、Facebookでの情報発信

資源リサイクルセンターで現在実施している主な事業内容及び新規の事業内容

1 現在実施している事業内容

事業名	項目	概要
市民・事業者向け啓発事業	施設見学の対応	小～大学生、市民団体、行政、民間企業、海外の視察・見学者の対応
		施設案内動画の作成
	見学ツアーの開催	環境への取組を学ぶため、年に1回、工場や博物館等を見学するツアーの開催
	環境啓発動画コンテンツの実施	年に1回、地球温暖化防止、食品ロス、海洋汚染等をテーマとする動画を募集し、HP上での人気投票及び専門家等による審査のうえ、優秀作品を表彰するコンテストの実施
	実践教室の開催	布のリメイク、ガラス工芸、陶芸、木工、おもちゃ作り等を通し、資源の再利用等の体験
	啓発イベントの実施	年に10回程度、フリーマーケット、木育、原始力発電、大学生や企業によるワークショップ、家具のオークション、ソーラーカー乗車等が体験できるフェスタの実施
		リメイク作品を募集して展示し、HPや展示場所にて投票を行い、優秀作品を表彰するくるくるコレクションの開催
		壊れたおもちゃを修理するおもちゃ病院の実施
		リユース食器の貸出
		年に1回、ららぽーとエキスポシティにて、地球温暖化防止等を啓発するくるくるアースフェスタの実施
講演会、講座等の開催		年に1回、市民、事業者、行政、市民研究員、プラザが協働し、万博記念公園及びその周辺を歩いてごみを回収する万博ごみゼロウォークの実施
		吹田市が主催等するイベント（マイバッグギャンペーン、食品ロス削減キャンペーン、すいた環境教育フェスタ等）への参画
		環境問題への興味・関心を高めることを目的とした講演会の開催 体験や見学等を通して学びを深める連続講座の開催 一般対象：くるくる環境スクール 小学校1～3年生対象：くるくるキッズ環境スクール

(5)

資源リサイクルセンターで現在実施している主な事業内容及び新規の事業内容

2 新規の事業内容

項目	概要
市民工房の運営体制強化	工房指導員の研修強化や啓発用動画の作成
あげます・もらいますコーナーの拡充	SNS等で工房の日常風景を配信 市民同士に留まらず、福祉施設や海外難民支援へも対象を拡充
QRコードを活用した施設案内	案内者がいなくても来館者が見学できるQRコードを活用したシステムの導入
出張展示会の拡充	市役所や公共施設での環境啓発に関する出張展示会の実施
市民研究所の体制強化	大学や企業等と連携した共同研究の実施 講演、講座等のインターネット配信
SNS等による情報発信ツールの拡充	ホームページ上で情報誌や報告書等の公開 若者への影響力の高いInstagram、YouTube等での情報発信
くるくる環境スクールの内容拡充	環境問題等の学びから具体的な行動へと促すことを目的とした、くるくる環境スクールの中級コースの設置
(仮称) エコくるカード制度の導入	リピーターの獲得を目的とした、環境学習や体験の成果のポイント化の導入

市営住宅管理に係る費用及び人員体制

現在の実施状況（市が管理）

（単位：千円）

費目等	令和2年度 (2020年度) 決算額	備考
人件費 ①	116,268	12.5人 (総括事務:1.5人、 入居者等管理:6人、修繕:5人) ※大規模改修や建替事業も含む
需用費 ②	65,477	
消耗品費	571	
印刷製本費	823	入居募集申込書
光熱水費	7,462	共用部の電気・ガス・水道代等
修繕料	56,621	日常修繕および空家修繕
委託料 ③	27,976	
施設管理委託料	27,374	共用部清掃、除草剪定等
電算関係委託料	437	システム保守
その他委託料	165	残置物処分、PCB廃棄等
計 (①+②+③)	209,721	

令和4年度(2022年度)以降（指定管理者による管理）

（単位：千円）

費目等	令和4年度 (2022年度) 提案額	備考
人件費 ①	36,377	9人 (センター長:1人、事務管理:2人、 入居管理:1人、保全:2人、 庶務:1人、巡回管理人:2人)
事務費 ②	74,223	
事務経費	20,322	電話等の通信に係る費用や郵送料、 施設賠償責任保険等の費用は指定 管理者の負担
修繕料	53,901	
委託料 ③	36,891	
その他経費 ④	4,932	これまで一部の住宅のみで実施して いた共用部の維持管理費用を全て の住宅に拡大 本社バックアップ費用等
計 (①+②+③+④)+消費税	167,665	

市営住宅管理業務として指定管理者に委託する業務一覧

No	業務名	業務内容	指定管理者制度導入後の市の役割
1	入居者募集業務	新規入居者の募集に関するHP作成、募集中紙等の作成	募集住戸の決定
2	入居手続き業務	入居に必要な書類等のチェック	入居者の決定
3	入居者等の退去業務	退去時に必要な書類の整備および退去検査	退去承認
4	収納業務	家賃等の納付状況の確認	住宅使用料等の調定
5	滞納整理支援業務	納付に関する電話等の実施	滞納整理業務は基本的に市が実施します
6	収入超過者及び高額所得者の対応業務	収入超過者等への通知文書等の発送	収入超過者等の認定、高額所得者への明渡請求
7	入居者からの各種申込み・届出に関する業務	減免等の各種申請への対応	決定及び承認
8	入居者の維持保管義務違反に関する業務	入居者への指導等の実施	明渡請求
9	家賃関係業務	収入申告書の発送、回収および家賃額の通知等	住宅使用料等の決定
10	駐車場管理業務	各住宅の駐車場の管理	使用許可
11	共用部分にかかる管理業務	廊下等の共用部分の清掃や敷地内の除草剪定等	定期報告等の確認
12	市営住宅等の巡回業務	各住宅の定期的な巡回の実施	
13	市営住宅等の維持修繕業務※	日常的な不具合の修繕や空き家修繕の実施	
14	市営住宅等の保守点検等業務	エレベーター等の各種保守や法定点検等の実施	

※長寿命化等を目的とした大規模改修については市が引き続き実施します

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第 2 期・第 3 期(案)の対照表

第 2 期中期目標	第 3 期中期目標 (案)	変更理由
前文 地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、本市の市立病院として担うべき救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療を中心に、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。平成 26 年（2014 年）4 月 1 日の法人設立以降には、地方独立行政法人制度の特長を活かした自主性・自立性の高い、効果的・効率的な業務運営の下、地域の中核病院として、より良質な医療の提供に努めてきた。 法人は、平成 30 年（2018 年）に北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）への移転を予定しており、移転後は、同じく平成 31 年（2019 年）に健都への移転を予定している国立循環器病研究センターとの機能分担・連携を推進し、医療の効率化や更なる機能の向上を図っていく必要がある。 また、本市では、2025 年に団塊の世代がすべて 75 歳以上となる等、今後、医療ニーズが高い市民が大幅に増加することから、それらの医療需要の増加への適切な対応も重要である。 これに関し、大阪府では、高度急性期から在宅医療まで切れ目のない効果的・効率的な医療提供体制の	前文 地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）は、自主・自立的かつ効率的な運営を行いながら、救急医療、小児医療・周産期医療、災害医療及び高度医療などの政策医療をはじめとして、地域に必要な医療を継続して提供する重要な役割を担ってきた。 第 2 期中期目標期間の平成 30 年（2018 年）12 月に本市片山町から北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）に移転した法人は、翌年 7 月に同じく健都に移転した国立循環器病研究センターとの機能分担・連携を推進しながら、病院機能の更なる向上に努めてきた。 団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）が目前に迫る中、増加・多様化する医療ニーズに応じた切れ目のない医療提供体制の構築を目指す大阪府地域医療構想の趣旨に沿うとともに、団塊の世代が 85 歳以上となる令和 17 年（2035 年）も見据え、地域の中核病院として、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要の変化に応じていく必要がある。 そうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における在宅医療（介護との連携含む。）の重要性は一層高まっており、	※前文については、現状に合わせた総論のため、変更の下線を省略。 ・第 3 期中期目標の期間中に 2025 年が到来することから、さらにその先を見据えた内容を追加。 ・公立病院として、在宅医療等への対応は、今後一層重要となるため、内容を具体化。

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

構築に向けて、大阪府地域医療構想（平成28年（2016年）3月）が策定されており、また、総務省が策定した新公立病院改革ガイドライン（平成27年（2015年）3月）では、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」と題して、公立病院改革の考え方が示されている。 これらを踏まえ、法人は、市立病院として、大阪府地域医療構想や新公立病院改革ガイドラインの趣旨を十分理解したうえで配意し、必要に応じて、本市や豊能医療圏における将来的な医療需要に対応していく必要がある。 さらに、本市では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう在宅医療の環境を整えることも、喫緊の課題となっている。 このような中、法人にあっては、地域における在宅医療（介護との連携を含む。）の更なる充実に向け、近隣病院や地域の診療所を支援し、連携を更に推進すべきである。 一方、本市の市立病院として、こうした健都での更なる医療の質の向上、大阪府地域医療構想等を踏まえた将来的な医療需要への対応、在宅医療の更なる充実に向けた支援等に努めるためには、安定した経営基盤の確立は不可欠であり、そのためには、不断の努力をもって経営改善に取り組まなければならない。	近隣病院や地域の診療所の支援、連携を更に推進していかなければならない。 また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生時や、近年頻発している災害の発生時においても、関係機関と連携しながら医療の提供を維持するなど、災害医療協力病院としての役割を担うことが求められている。 法人が医療環境への変化に対応しながら、これらの取組を確実に実施し、今後、生産年齢人口の減少が加速していく中でも、地域の中核病院としての役割を果たすためには、安定的・効率的な病院運営が必要不可欠である。そのためには、地方独立行政法人の特性を生かしながら、経営基盤の確立に向けた更なる経営改善に、不断の努力をもって取り組まなければならない。 以上の考えに基づき、引き続き、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第3期中期目標を定める。	・新型コロナウイルス感染症や大阪北部地震での経験を踏まえ、前文においても役割を明文化。
---	--	--

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

以上の考えに基づき、引き続き、「市民とともに心ある医療を」の基本理念の下、達成すべき業務運営の基本方針として、第2期中期目標を定める。 第1 中期目標の期間 <u>平成30年(2018年)4月1日から平成34年(2022年)3月31日</u>までの4年間とする。 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割 <u>高齢化の進展などの多様な医療需要</u>に対応し、患者の状態像に応じて<u>必要な医療</u>が提供できるよう、<u>公・民の適切な役割の下、病院間の機能分担・連携</u>を推進すること。 <u>これにあたっては、大阪府地域医療構想に係る豊能病床機能懇話会などでの協議の内容を踏まえて、将来の豊能医療圏の医療需要</u>に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。	第1 中期目標期間 <u>令和4年(2022年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日</u>までの4年間とする。 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 大阪府地域医療構想を踏まえて果たすべき役割 <u>高齢化の進展等に伴う疾病構造の多様化</u>に対応し、患者の状態像に応じて<u>適切な医療</u>が提供できるよう、<u>様々な医療機関との機能分担・連携</u>を推進すること。 大阪府地域医療構想に係る豊能医療・病床懇話会などでの協議の内容や、他の医療機関の病床転換の状況等を踏まえつつ、将来の医療需要に対して不足が見込まれている医療機能のニーズへの対応を検討すること。 <u>これにあたっては、数多くの病院が近接するとともに、今後も人口が増加するという本市及び豊能医療圏の特殊性も踏まえながら、病院機能の在り方などについて検討すること。</u>	・期間の変更。 ・大阪府地域医療構想における取組の進捗も踏まえ、文言を整理。 ・本年2月に国の会議で確認された、人口100万人以上の大規模構想区域の特殊性を踏まえ、追加。
--	---	--

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

2 市立病院として担うべき医療 (1) 総論 市立病院として、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。 (2) 救急医療 ア <u>大阪府が認定する</u>二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日の受入れが行えるよう、<u>円滑な救急応需体制を確保すること。</u> イ 初期救急医療については、地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。<u>また、市民への啓発等によりかかりつけ医定着の促進を図ること。</u> (3) 小児医療・周産期医療 ア (略) イ 大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急搬送の受入体制を確保するとともに、<u>高度機能が必要なハイリスク分娩等は、地域の周産期母子医療センターと連携を図ること。</u>	2 市立病院として担うべき医療 (1) 総論 <u>地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を補い、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、地域包括ケアシステムの充実に向け、地域の関係機関との連携を強化すること。</u> (2) 救急医療 ア 二次救急医療機関として、地域の医療機関との機能分担・連携の下、24時間365日、<u>円滑な受入れが行えるよう、救急応需体制の維持・確保を図ること。</u> イ 初期救急医療については、<u>かかりつけ医定着を促進するなど地域の医療環境を踏まえた機能分担・連携を推進すること。</u> (3) 小児医療・周産期医療 ア (略) イ <u>産科医等の人材確保に努め、より安全な周産期医療を提供すること。また、大阪府周産期緊急医療体制の参加病院として、二次救急医療機関としての役割を果たすこと。</u>	・市立病院のあるべき姿を総論として明文化し、文言を整理。 ・地域包括ケアシステムに寄与する役割を総論においても明文化。 ・文言を整理。 ・かかりつけ医の啓発については、4-(1)で触れるため削除。 ・移転に伴う患者の増加がある中でも、より安全に対応できるよう、産科医の確保等を継続的に取り組む必要があるため追加。 ・ハイリスク分娩に係る周産期母子医療センターとの連携は定着してきた
---	--	--

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

(4) 災害医療 ア (略) イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに<u>新たな感染症の発生等、健康危機事象が発生したときは、市の担当部署等と連携し、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。</u> (5) がん医療 ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進すること。 イ (略) (6) リハビリテーション医療 <u>新病院における回復期リハビ</u>	(4) 災害医療 ア (略) イ 災害時においては、地域の医療機関と連携し、適切な医療を提供するとともに市と連携し、<u>市の災害医療センターとして、市域の医療機関の中心的役割を果たすこと。</u> <u>(5) 感染症医療</u> <u>新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、職員や地域に対して予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。また、新興感染症等の発生時には、市の求めに応じつつ、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中心的な役割を果たすこと。</u> (6) がん医療 ア 大阪府がん診療拠点病院として、集学的治療や地域連携パスを推進する<u>とともに、相談支援を充実し、積極的な情報提供に努めること。</u> イ (略) (7) リハビリテーション医療 急性期から回復期までの患者	ため、記載を簡素化。 ・感染症医療について新たに項目を追加するため、本項目から削除。 ・災害医療での市民病院の位置づけを明文化。 ・今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症等の感染拡大に備えた平時からの取組や、発生時の対応について、公立病院として取り組むべきものを明文化するため、項目を新たに追加。 ・これまでも取り組んできた相談支援に加え、今後更なる取組の推進を期待するため、追加。
--	--	---

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

<u>リテーション病棟の設置により、</u> 急性期から回復期までの患者の 状態像に応じたリハビリテーシ ョンを手厚く行い、在宅復帰を支 援すること。 3 安心安全で患者満足度の高い 医療の提供 (1) 安心安全な医療の提供 ア (略) イ <u>医療事故の予防及び再発防</u> <u>止に取り組むなど、医療安全対</u> <u>策を徹底し、院内感染防止の取</u> <u>組を実施すること。</u> (2) チーム医療の充実 (略) (3) コンプライアンスの徹底 ア (略) イ 全ての職員が個人情報を保 護することの重要性を認識し、 その管理を徹底すること。 (4) 患者サービスの向上 ア 患者が利用しやすい病院を 目指すため、職員の接遇向上、 院内の快適性 <u>(院内清掃等)</u> 向	の状態像に応じたリハビリテーシ ョンを手厚く行い、<u>早期の在宅復</u> <u>帰を支援すること。</u> <u>(8) 難病に関する医療</u> <u>難病指定医療機関として、難病</u> <u>患者に対する医療を行い、患者・</u> <u>家族を支援すること。</u> 3 安心安全で患者満足度の高い 医療の提供 (1) 安心安全な医療の提供 ア (略) イ <u>医療事故や院内感染の発生</u> <u>防止に取り組むなど、医療安全</u> <u>対策を徹底し、定期的に関連す</u> <u>る研修等を行い、安全管理の意</u> <u>識向上を図ること。</u> (2) チーム医療の充実 (略) (3) コンプライアンスの徹底 ア (略) イ 全ての職員が個人情報を保 護することの重要性を認識し、 その管理を徹底すること。<u>ま</u> <u>た、情報セキュリティ対策を確</u> <u>実に実施すること。</u> (4) 患者サービスの向上 ア 患者が利用しやすい病院を 目指すため、職員の接遇向上、 院内の快適性向上及び待ち時	・ 難病患者の受入れに関 する役割を明文化するた め、項目を新たに追加。 ・ 文言を整理するととも に、取組内容について具 体化。 ・ 情報セキュリティ対策 の実施を明文化。
---	---	--

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

上及び待ち時間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。 イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民との信頼関係を築き、<u>患者に選ばれる病院を目指すこと。</u> ウ (略)	間の短縮など、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組むとともに、その結果を定量的に把握するよう努めること。 イ インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンの充実など患者に寄り添った良質な医療を提供することにより市民に<u>信頼され、</u>選ばれる病院を目指すこと。 ウ (略)	・ 文言を整理
4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり (1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携 ア 患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、<u>地域の医療機関との紹介・逆紹介を徹底すること。</u> イ <u>日常的な診療や健康管理・健康相談を受けることができる</u> <u>かかりつけ医定着に関する啓発を行うこと。</u> (2) 在宅医療の充実に向けた支援 ア <u>ケアマネジャー、主治医等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。</u>	4 本市の地域包括ケアシステムの構築に貢献する地域完結型医療の体制づくり (1) 地域の医療機関（かかりつけ医等）との機能分担・連携 ア <u>地域医療支援病院として、患者の状態像に応じた医療を効果的・効率的に提供するため、紹介・逆紹介の徹底や在宅医療の支援など、地域の医療機関との機能分担を図りつつ、連携を更に推進すること。</u> イ <u>かかりつけ医の役割や、その必要性について啓発を行うなど、かかりつけ医定着に向けた取組を継続すること。</u> (2) 在宅医療の充実に向けた支援 ア <u>地域医療支援病院として、在宅医療に係る関係機関との連携を強化し、入院患者が円滑に在宅療養に移行できるような退院支援を行うこと。</u>	・ 今後、需要の増加が見込まれる在宅医療等に対応できるよう、地域の医療機関との連携が一層必要となるため、追加。 ・ 啓発内容の具体化。 ・ 第2期中期目標期間中に取得した「地域医療支援病院」としての役割を明文化するとともに、文言を整理。

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じた一時的な受入れを行うなど、<u>必要な対応を行うこと。</u> ウ (略)	イ 在宅療養者の病状が急変した際には、関係機関等の求めに応じて一時的な受入れを行うなど、<u>在宅医療の後方支援を積極的に担うこと。また、在宅療養後方支援病院の施設基準取得に向けて検討を進めること。</u> ウ (略) <u>(3) 地域医療への貢献等</u> <u>地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に携わる医療従事者を支援すること。</u> <u>(4) 福祉保健施策への協力・連携</u> <u>本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。</u>	・施設基準の取得は、在宅医療を充実させる方法のひとつであることから、他の医療機関への影響も含め、検討を進める旨追加。 ・第2期中期目標における第2－6について、その内容が地域包括ケアシステムに関するものであるため、本項にまとめた。 ・第2期中期目標における第2－6について、その内容が地域包括ケアシステムに関するものであるため、本項にまとめた。
5 健都における総合病院としての役割 (1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携 <u>隣接する国立循環器病研究センターとの間において、医療をはじめとする病院としての機能について</u>分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図ること。また、<u>この機能分担・連携について</u>市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。	5 健都における総合病院としての役割 (1) 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携 国立循環器病研究センターと<u>隣接した立地を生かした機能</u>分担・連携を進め、相乗的な価値向上を図るとともに、<u>医療の質の向上に努めること</u>。また、機能分担・連携<u>内容</u>について市民や地域の医療関係者などの理解が進むよう取り組むこと。 <u>健都で進んでいるデータヘル</u>	・医療の質の向上という、国立循環器病研究センターとの連携における目的を明確化。 ・健都での新たな取組に

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

(2) <u>他の健都内事業者等との連携</u> ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク及び駅前複合施設と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。 イ 健都レールサイド公園 <u>((仮称) 健都ライブラリーを含む。)</u> で取り組まれる事業への支援を行うこと。 <u>(3) 予防医療に関する取組</u> 各種健（検）診の実施及び健康づくりや介護予防に関する講座の開催<u>など</u>、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を行うこと。 <u>6 地域医療への貢献</u> <u>(1) 地域の医療従事者への支援</u> <u>地域の医療従事者を対象に研修会を開催するなど、地域医療に</u>	<u>スの取組（本人同意のもとでの、地域関係者による、健康情報の健康増進等への活用をいう。）等に対して、健都の一員として積極的に協力すること。</u> (2) <u>他の健都内事業者等との連携した予防医療等に関する取組</u> ア 健都2街区高齢者向けウェルネス住宅、健都イノベーションパーク<u>進出企業</u>及び駅前複合施設等と連携し、それぞれが実施する市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を支援すること。<u>また、健都レールサイド公園や健都ライブラリーで</u>取り組まれる事業への支援を行うこと。 イ 各種健（検）診、健康づくり、介護予防に関する講座の開催を行うとともに、<u>健都で構築が進む産学官民連携プラットフォームにおいて、市民の健康寿命の延伸に寄与する取組を実施すること。</u>	ついて、積極的に役割を果たす必要があるため追加。 ・第2期中期目標のア及びイは、ともに他の健都内事業者の取組への支援に関する項目であったため、ひとつの項目に集約。 ・健診や講座開催だけでなく、産学官民連携の取組への参画も必要である旨明確化。 ・5-(2)-イに集約 ・本市の地域包括ケアシステムの構築にかかわる内容であるため、4-
---	--	--

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

<u>携わる医療従事者を支援すること。</u> <u>(2) 福祉保健施策への協力・連携</u> <u>本市が実施する高齢者や障がい者（児）などへの福祉保健施策の実施に協力し、連携すること。</u> 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 <u>P D C Aサイクルによる目標管理の徹底</u> <u>中期目標・中期計画の達成に向けて、職員がその達成度を確認できるよう、目標の進捗状況や経営に関する情報を的確に周知し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。</u> 2 働きやすい職場環境の整備 (1) <u>医療職の人材の確保・養成</u> ア 働きやすい環境の整備を図	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 <u>効果的・効率的な業務運営</u> <u>地方独立行政法人制度の特徴を十分に生かして組織マネジメントを強化し、より一層効果的かつ効率的な業務運営を行うこと。</u> <u>組織マネジメントにあたっては、P D C Aサイクルによる目標管理の徹底により、法人の目標を全職員が共有するとともに、職員が一丸となって、目標達成に向けて取り組むこと。また、業務効率化に寄与するデジタル技術の積極的な導入を検討すること。</u> 2 働きやすい職場環境の整備 <u>(1) 働き方改革の推進</u> <u>医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。</u> (2) <u>人材の確保・養成</u> ア 働きやすい環境の整備を図	(3) に移動。 ・本市の地域包括ケアシステムの構築にかかわる内容であるため、4 - (4) に移動。 ・より良い業務運営を目指すこと、及び、P D C Aサイクルの徹底を明文化。 ・働き方改革における、デジタル技術導入の重要性に鑑み、その旨明確化。 ・令和6年度(2024年度)から適用される医師の時間外労働規制への対応等のため、項目を追加。
--	---	---

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

ることなどにより医療職の人材確保に努めること。 イ (略) (2) 人事給与制度 ア・イ (略) 第4 財務内容の改善に関する事項 1 経営基盤の確立 政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担えるようにするためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠であることから、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、あらゆる経営改善に取り組むこと。 2 収益の確保と費用の節減 (1) 収益の確保 ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するなど収益の確保に努めること。	ることなどにより医療職の人材確保に努めること。<u>また、安定した病院運営にも資するよう、専門性の高い職員の人材確保・養成に努めること。</u> イ (略) (3) 人事給与制度 ア・イ (略) 第4 財務内容の改善に関する事項 1 経営基盤の確立 政策医療をはじめとした市立病院の役割を将来にわたって継続的に担うためには、安定した経営基盤を確立することが不可欠である。<u>今後、少子高齢化をはじめとして、医療提供体制の変化や、感染症の流行など、病院経営を取り巻く環境が変化する中でも、迅速かつ柔軟な経営判断のもと、市立病院の機能確保・向上に努めつつ、外部の有識者の助言等も取り入れるなど、あらゆる経営改善に取り組むこと。</u> 2 収益の確保と費用の節減 (1) 収益の確保 ア 診療報酬改定及び関係法令改正等に対して迅速に対応するとともに、<u>経営分析に基づき数値目標を適切に設定する</u>など収益の確保に努めること。	・医療職だけではなく、病院運営に係る専門性の高い人材も、計画的な確保・養成が必要であるため、追加。 ・外部の有識者の助言等も取り入れながら、様々な環境の変化に対応し、安定した経営を目指す旨追加。 ・PDCAサイクルの徹底を図る観点から追加。
---	---	---

地方独立行政法人市立吹田市民病院中期目標 第2期・第3期(案)の対照表

イ (略) (2) 費用の節減 ア 人件費・経費などの適正化を図ること。 イ (略) 第5 その他業務運営に関する重要事項 1 情報の提供 (略) 2 環境に配慮した病院運営 (略)	イ (略) (2) 費用の節減 <u>ア 限られた医療資源を最大限活用するため、主要な費用について、収益に見合った具体的な数値目標を設定するとともに、その達成を図るための取組を推進すること。</u> <u>イ 人員の適正配置や労働生産性の向上などにより、人件費・経費などの適正化を図ること。</u> ウ (略) 第5 その他業務運営に関する重要事項 1 情報の提供 (略) 2 環境に配慮した病院運営 (略)	・PDCAサイクルの徹底を図る観点から追加。 ・例示の追加。
--	--	--